

日盲連発第71号

平成29年7月28日

厚生労働省

視覚障害の認定基準に関する検討会

座長 中村耕三 様

社会福祉法人日本盲人会連合

会長 竹下義樹

(公印省略)

視覚障害の認定基準に係る意見書

～視力の基準に関する補強意見～

本連合からは、平成29年3月16日開催の第2回検討会と平成29年5月31日開催の第3回検討会において、二度にわたり意見書を提出しております。この度、これまでの議論を踏まえて、特に視力の基準に関して、また、今後の検討課題として先送りされる可能性がある課題について、改めて補強意見として提出します。

前回の第3回検討会において、白井構成員の代理参考人として出席した日本眼科医会高野会長から、合同委員会の出発点は、①両眼の視力の不合理性の解消、②自動視野計（静的視野計）で測れる基準の創設、この2つであったと述べられました。したがって、当初は視力基準の見直しは含まれていなかったことに加え、合同委員会には当事者の意見は一切反映されていません。だからこそ、今回の検討会においては、広く当事者の意見・要望を踏まえたものにすべきと考えます。

つきましては、これまでの議論を踏まえて、改めて以下のことについて意見を表明するものです。

1 視力に関する補強意見

本連合としては、視覚障害の認定基準を検討する最重要課題は、視覚障害当事者の意見を尊重し、視覚障害者の生活実態を反映した内容にすることです。視覚障害の認定基準は、視覚障害者の日常生活及び社会生活、更に福祉行政や労働行政（障害者雇用制度）にも影響が大きいことから、現行よりも不利益ないし後退させることにはならないと考えます。

これまでに提示された合同委員会報告書に基づく視力に関する基準案では、現行の2級から3級に、3級から4級に下がるという不利益が生ずる場合があります、これは単純に数学的なバランスをとった結果に過ぎず、社会生活上の困難に基づくものではありません。つまり、等分に分けることは、数学的な理由付けにはなっても、社会生活上の困難さを示す論理的根拠にはならないものであり、ここでは合理性に欠けるものと考えます。

視力基準に関しては、そのような根拠性に問題がある基準をもとに議論をこれ以上進めることはせず、当面は、良い方の眼の視力に改めた上で、視力表は基本的に現行のままとすべきです。

2 視力以外部分に関する今後の課題

これまでの議論を踏まえて、現行の認定基準では、片目失明や夜盲、眩しさ、眼瞼下垂、眼瞼痙攣などにより、社会生活上相当な困難があっても、現行基準では救えない者があることから、これらに対する何らかの救済措置を検討する必要があります。将来的には、法律改正も含め、社会生活上の困難度に基づく認定基準を検討することが必要です。

3 結論

視覚障害の認定基準の見直しにおいて、視力については、両眼視力の和ではなく、良い方の眼の視力に改めた上で、視力表は基本的に現行のままとすべきです。視野については、自動視野計（静的視野計）でも測定できるようにし、中心暗点を認定基準に加えるようにすべきです。また、今回までの議論で対処できない問題については、今後も研究を続け、将来的には必要な法改正も含めて検討していく必要があります。

同時に、今回の合同委員会報告書でも一部触れられているように、将来的課題として、より合理的な認定基準が求められ、医学モデルに社会モデルを加味した新しい基準を検討する必要があります。既にアメリカやカナダ、オーストラリアなどではFVS (Functional Vision Score)が使用され、この中にはQOLとの関係性が盛り込まれており、我が国としても日本版FVSの作成に向け検討を始めるべきです。

以 上